

# 酒田市の国民健康保険税 引き下げになりました

**3年  
連続!!**

さらに、未就学児の均等割が  
半額軽減されます!!

## 令和4年度は、どれくらい国保税が変わるの？ ～モデル世帯で見ると～

夫婦(40代)と子供(未就学児・小学生)2人の4人世帯

世帯主：営業所得 300万円

妻：給与収入 100万円 (給与所得45万円)

改正前 444,800円/年 → 改正後 418,300円/年

**年 26,500円もおトクに!**



## 令和4年度の改正内容 (年額)

		改正前	改正後	比較
医療分	所得割	6.0%	<b>5.9%</b>	▲0.1%
	均等割	19,700円	<b>19,200円</b>	▲500円
	平等割	15,000円	<b>14,200円</b>	▲800円
後期高齢者支援金分	所得割	2.6%	<b>2.4%</b>	▲0.2%
	均等割	8,800円	<b>8,400円</b>	▲400円
	平等割	6,700円	<b>6,200円</b>	▲500円

※国民健康保険税は医療分と後期高齢者支援金分と介護納付金分をあわせて算定します。

■問合せ 【制度全般】 市国保年金課国保係 ☎26-5727  
 【国保税の賦課】 市税務課税制係 ☎26-5711  
 【国保税の納付】 市納税課管理係 ☎26-5720